

白岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の概要

1 条例制定の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により教育に関する事務のうち、市長が管理し、及び執行する事務を定めるため、本条例を制定するものである。

2 条例の内容

教育に関する事務のうち、スポーツ（学校における体育に関することを除く。）及び文化（文化財の保護に関することを除く。）に関することを市長が管理し、及び執行する旨を定める。

3 施行期日等

(1) 附則第1項関係

令和7年4月1日から施行する。

(2) 附則第2項関係

この条例の施行により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に白岡市教育委員会がした手続その他の行為又は白岡市教育委員会に対してされた手続その他の行為は、市長がした手続その他の行為又は市長に対してされた手続その他の行為とみなす旨を定める。

(3) 附則第3項、第4項及び第5項関係

白岡市勤労者体育センター条例、白岡市市民テニスコート条例及び白岡市B&G海洋センター条例の「教育委員会」を「市長」に改めるなど所要の文言整理を行う。

(4) 附則第6項関係

白岡市部設置条例の分掌事務にスポーツ（学校における体育に関することを除く。）及び文化（文化財の保護に関することを除く。）に関することを加える。